

# 桶川市立中学校部活動方針



桶川市教育委員会

## 1 活動の目的

- ・ 部活動を通し、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る。

## 2 部活動の位置付け

- ・ 中学校学習指導要領（平成29年告示）において、部活動については以下のとおり示されている。

### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 3 部活動の方針等の策定

- (1) 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページへの掲載により公表する。
- (2) 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程）を、以下、指導体制等の事項に留意して作成したものを校長に提出し、実績を校長に報告する。
- (3) 顧問は、(2)の活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知する。

## 4 指導体制の整備について

- (1) 各部の運営にあたっては、生徒、保護者、顧問等が、現状や目標、活動内容や部内の約束等について、共通理解を図り、適切に行えるよう留意する。また、校長はこれを監督する。
- (2) 顧問の決定に当たって、校長は、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるように留意するなど、教職員の協力体制が得られるように工夫する。
- (3) 校長は、適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施し、指導・是正を図る。
- (4) 教育委員会は、桶川市立中学校部活動指導員（外部指導者）について積極的に

活用し、研修の機会を設け、適切な指導を生徒に提供するよう努める。

## 5 適切な休養日の設定について

- (1) 休養日を、原則、平日、週に1日以上、土日は少なくとも1日以上設定する。
- (2) 長期休業中は、原則、週に2日以上休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、休養期間を設ける。
- (3) 学校閉庁日については、活動を行わない。
- (4) 1日の活動時間は、原則、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)(2)の休養日数と同数以上になるように設定する。
- (6) 休養日等については、各部員の状況等を踏まえ、生徒・保護者の理解を得られるように設定する。
- (7) 例外的に原則外で実施する場合は、あらかじめ校長の許可を得て行うものとする。

## 6 適切な指導の実施

- (1) 校長及び顧問、外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (3) 部活動の指導において、部活動顧問や部活動指導員等による以下の例のような発言や行為は体罰等として許されないものである。なお、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

## 運動部活動での指導のガイドライン

『運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査報告書」より』

### 【体罰等の許されない指導と考えられるものの例】

- ① 殴る、蹴る等
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
  - ・長時間にわたっての無意味な正座、直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
  - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませず長時間ランニングをさせる。
  - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示していたりするにも関わらず攻撃を続ける。
  - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
  - ・パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇の発言や行為や、嫌がらせ等を行う。
- ③ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
  - ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ④ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

## 7 各校における具体的な指導の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- (2) 日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」に則り、暑さ指数（WBGT）が3.1以上での運動は原則禁止など熱中症の予防に努める。
- (3) 各部活動の特性を理解し、短時間でも効果が得られる安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的な活動ができるよう工夫する。
- (4) 部活動にかかる費用を徴収する際は、保護者の理解を得て、適正な処理を実施する。
- (5) 教育上の意義や顧問の負担が過度とならないことを考慮して参加する大会・コンクール等の精査に努める。

## 8 校外で活動する際の引率方法等について

- (1) 校外で活動する場合の移動手段は、顧問の引率のもと、原則として自転車、徒歩及び公共交通機関（電車、バス等）を利用する。
- (2) 上記以外の移動手段については、必要に応じて、保護者の同意を得たうえで校長の許可のもと行うものとする。

## 9 事故発生時の迅速かつ適切な対応について

- (1) 万一の事故発生時には、教職員一人で対応せず、日頃から全教職員が迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておくこと。
- (2) 特に、頭部（首から上）への負傷については、外傷がなくても、救急搬送を視野に迅速に対応すること。
- (3) AEDの使用など、初期対応に万全を期すこと。
- (4) 速やかに応急手当を実施すること。
- (5) 被害児童生徒等の保護者への連絡を行うこと。
- (6) 学校外に引率した際の留意点について
  - ①現地における安全確認を実施すること。
  - ②各教職員の役割分担や連絡の取り方について定め、確認しておくこと。
  - ③事故対応の手順について定め、確認しておくこと。
  - ④保護者、医療機関等の連絡先リストを作成しておくこと。
- (7) 発生後速やかに管理職等関係教職員に報告すること。
- (8) 保護者への連絡方法の例
  - ・引率先から学校に連絡し、学校から保護者に連絡を行う。
  - ・引率先から管理職に連絡し、学校から保護者に連絡を行う。
  - ・保護者に同意を得たうえで、個人（生徒）が連絡先の管理を行う。
- (9) 休日等の勤務時間外に事故が発生した場合に備え、保護者等の連絡先リストを作成しておくことを含め、管理職等への連絡体制を整備しておくこと。
- (10) 事故発生後の対応は、桶教支第171号（令和6年5月7日）による「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（文部科学省）に対応して組織的に行うこと。

※今後、国・県の動向及び活動実態等を踏まえ、見直しを図るものとする。

### 附則

- 1 この方針は、平成31年 4月 1日から適用する。
- 1 この方針は、令和 2年 4月 1日から適用する。
- 1 この方針は、令和 7年 4月 1日から適用する。